

新型コロナウイルス感染症の影響による減免等 簡易判定フローチャート

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、
世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症による
「死亡」又は「1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った」

はい



いいえ

- ② 世帯の主たる生計維持者が非自発的失業者による軽減制度に該当する※



いいえ

- ③ 新型コロナウイルスの影響により
世帯の主たる生計維持者の営業収入等が、
前年に比べて30%以上減少する見込み

いいえ



はい



はい

- ④ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、
1,000万円以下

いいえ



はい

- ⑤ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる
収入以外の前年の所得が400万円以下

いいえ



はい

申請により、
減免又は免除の対象となります。

本制度の対象外となります。

減免の対象となっても、主たる生計維持者の前年の所得額が0円以下の場合など、計算の結果、
減免額が「0円」となる場合があります。

※非自発的失業者による軽減制度の対象者とは、次の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

(1) 離職日が平成29年3月31日以降の方

(2) 離職日時点の年齢が65歳未満の方

(3) 雇用保険受給資格者証をお持ちで理由コード

「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当する方

・軽減制度と重複しない年度は本制度の対象となります。

・離職日が平成31/3/31～令和2/3/30の場合は、平成31・令和2両年度軽減制度の対象となります。

給与収入以外の営業収入等がある場合は③へ